

新城の造営計画と藤原京の造営

重 見 泰

目次

I. はじめに	3
II. 京と新城、新益京	4
III. 新城の発掘事例	5
IV. 都と京師	13
V. 「宮室」は何を意味するのか	15
VI. 藤原京の造営過程	16
VII. まとめ－新城と飛鳥浄御原宮－	17

論文要旨

天武天皇は後飛鳥岡本宮を踏襲して増改築を続け、これを生涯の宮殿「飛鳥浄御原宮」とする一方、天武五年には新城の造営を計画していた。新城の造営に着手しながら飛鳥浄御原宮の整備を続け、飛鳥の狭い空間に大極殿まで創造したのは何故か。そして、飛鳥浄御原宮と新城の関係はどのようなものであったのか。本稿では、考古資料の基本的な情報に立脚しつつ、造都記事の用語の内容を整理し、新城の造都計画から藤原遷都にいたるまでの造営過程を明らかにすることによって、これらの疑問を解く手掛かりを得ることを目的とする。検討の結果、以下のことを明らかにした。

従来、天武五年に始まるとされている新城の造営は天武初年頃まで遡るもので、新城造営記事の「都つくらむとす」は、おもに宮域の造営計画を意味していた。宮域の設定、造営は天武十一年の地形調査を受けて開始されたものであり、造営は外郭から着手され、中枢部の「宮室」の地の決定および造営はそれに遅れるものであった。天武十一年の宮域設定は飛鳥浄御原令の編纂開始を受けたものであり、行政機構の整備にともなう宮の構造が具体化したことがその背景だと推測した。新城の宮域設定とほぼ同時期に飛鳥浄御原宮でも整備が進められたのは、新城と同じく行政機構の整備に合わせた動きとみられる。また、飛鳥浄御原宮が存在し、新城に条坊が施工されていても、それは「都」ではなかったものであり、新城は飛鳥浄御原宮から独立した「都」として構想された都城であったと考えられる。

重見 泰（しげみ やすし）

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 主任学芸員

I. はじめに

天武天皇は即位するにあたり、後飛鳥岡本宮を踏襲して自身の宮殿とし、そのまま生涯の宮殿「飛鳥浄御原宮」とした。飛鳥浄御原宮は、明日香村岡に所在する飛鳥宮跡Ⅲ期遺構に比定されており、天武初年頃から末年にかけて増改築が行われていることが明らかになってきている¹⁾。特に天武十年(681)頃以降、大極殿と考えられるエビノコ郭正殿の新たな造営や外郭の整備が進められたことが推測され、あわせて殿舎名の改称が行われた可能性があるように²⁾、天武天皇は飛鳥浄御原宮の整備を続けていた。

その一方で、天武五年(676)には新城の造営を計画している。新城は、中断と再開を経て、持統朝になって藤原京として完成する都城計画であることから、天武天皇は早い段階から本格的な都城の建設を目指していたことになる。新城の造営に着手しながら飛鳥浄御原宮の整備を続け、狭い空間に大極殿まで造営した理由はどこにあるのか。さらに、飛鳥浄御原宮と新城の関係はどのようなものであったのか。本稿では、新城の造都計画から藤原遷都にいたるまでの造営過程を明らかにすることによって、これらの疑問を解く手掛かりを得たいと思う。

ところで、藤原宮の造営開始はいつか。「藤原宮」の語が『日本書紀』に初めて出現するのは持統四年(690)十月の高市皇子の宮地視察である。これ以降、天皇の行幸がみられるようになり、宮地の地鎮や四大神への奉幣が行われることなどから、藤原宮の造営は、持統四年に遷都が計画され造営にも着手された。かつてはこれが通説であったが、この従来の『日本書紀』の理解に再考をせまったのが岸俊男氏である。

岸俊男氏は発掘調査の成果をもとに東西八条南北十二坊の藤原京の京域を復原した。その条坊の中心軸と、天武九年(680)に発願され、持統二年(688)頃には堂塔が整っていたとみられる本薬師寺や天武十四年頃には竣工した大官大寺の中軸線とが一致するとみられること、さらに天武天皇陵である大内陵が藤原京の中心軸の南延長線上にあることなどから、藤原京の造営がそれらに先行することを指摘した。そして、天武朝にみられる宮都探索にかかわる記事に注目し、天武十三年(684)に天武天皇が決定したという宮室の地こそ藤原

宮であり、この時藤原京のプランもできあがったと推定した³⁾。発掘調査で確認された遺構の理解から、通説となっていた史料の読み方を見直したのである。

その後、発掘調査の進展によって、宮の造営に先行する条坊道路が確認されるにおよび、京域の設定、造営が宮の造営に先立って行われていることが明らかとなった。そして、宮に先行する条坊道路は付け替えられたことが確認されており⁴⁾、これらは天武五年と十一年(682)にみられる「新城」の造営記事を示すものと理解されている⁵⁾。この宮内先行条坊は、藤原京の条坊と規模、規格が同じであることが明らかにされており、新城が藤原京へとつながることはほぼ間違いない。すなわち、藤原京の造営は天武五年の新城の造営に始まったと考えられるようになってきている。

この新城の造営過程は『日本書紀』の記述と遺構を総合的に理解したもので、非常に説得力があるが、まったく疑問がないわけではない。一例をあげると、宮内先行条坊の付け替えは、宮域のごく一部で確認されるもので、それによると最初に施工されたのは非常に限られた狭い範囲となる。天武十一年の造都記事に関連して造営が再開されたとすると、その後に宮域から京域へと条坊が施工されていったことになるが、天武九年に発願された本薬師寺の下層から西三坊間路とそれに沿った建物や塀が見つかったことをどのように理解すればよいだろうか。

一方、藤原宮の造営に関しては、藤原宮の位置が定まったのは天武十三年の「宮室之地」の決定記事に求める見解が多いが、宮域の位置が天武五年、十一年の新城造営着手の時から定まっていた⁶⁾のか、あるいは未定であった⁷⁾のかで意見が分かれている。その要因となっているのが宮内先行条坊にともなう建物群の存在であるが、これを集落とみるか宮や京の造営に関わる施設とみるかによって解釈が異なっている。

このように、藤原宮・京の造営過程は不明瞭な部分が多いのが実情である。検出された遺構は存在した事実として具体像の把握には大きく貢献するが、その一方で、遺構が意味することを具体的に示すものは、木簡などの文字資料を除くと遺構そのものではなく、解釈の仕方によって正反対の結論が導き出されることがある。このような問題を解決するためには、遺構の基本的な情報にも

とづいた理解と、その理解を踏まえた用語の解釈が必要であろう。発掘調査の進展により、藤原宮・京の様相や、宮造営前の様相を明らかにする手掛かりが増加していることに対して、造都記事にみられる用語については、遺構の状況を反映させようで理解する試みが少ないように思う。そこで本稿では、考古資料の基本的な情報に立脚しつつ、造都記事の用語の使用法に注目して遺構の状況から読み取れる用語の内容を整理し、藤原宮・京の造営過程を明らかにしようと思う⁸⁾。

なお、藤原京の条坊呼称は、岸俊男氏の復原案に則して用いる⁹⁾。

II. 京と新城、新益京

藤原京¹⁰⁾の成立過程を考えるにあたり、当時の京、新城、新益京について整理しておく。藤原京の造営過程に関わる用語の整理は仁藤敦史氏と橋本義則氏によって詳細に行われているので、これらを参考に私なりにまとめておく¹¹⁾。

「倭京」という語は、孝徳朝の白雉四年(653)から天武元年(672)までみられる。これらは、いずれも宮都が倭以外の難波と近江にある時に用いられたものであり、倭以外の宮都と区別して倭の宮都を呼ぶ場合に用いられた。天武元年九月に「倭京に詣りて、嶋宮に御す」とあるように、倭京は諸宮を含む一定空間を指しているが、行政区画のような特別な意味を与えられるものではない。

次に、「京」「京師」という語は天武五年ごろから頻出するようになり、それ以前の例とは質的に異なることが指摘されている¹²⁾。そして、「京及畿内」「京内廿四寺」「京内諸寺」「巡行京師、而定宮室之地」という表現から、京は特定の範囲を占め、畿内と併存するものと考えられている¹³⁾。天武五年(676)九月には「王卿を京及び畿内に遣して、人別の兵を校へしむ。」とあることから、この時点で校閲対象となる京が一定の領域をもち、その範囲が確定している可能性があり、行政、支配単位としての京の存在を示唆する¹⁴⁾。また、天武九年(680)五月に「勅して、緇・綿・絲・布を以て、京内の二十四寺に施りたまふこと、各差有り。」、天武九年十月に「京内の諸寺の貧乏しき僧尼及び百姓を恤みて賑給す。」と

あるように、物品を施し、賑給する場合にも対象の確定は不可欠であり、京の範囲が確定していることは間違いない。天武十四年(685)三月には「京職大夫直大参許勢朝臣辛檀努卒りぬ。」とあり、天武十四年までには京を管轄する京職が設置され、行政区画としての京が確実に成立していた。

この行政区画としての京は、天武五年から始まる造都事業の流れを勘案すれば「新城」と一連のものと考えられる(表1)。この新城は地名ではなく新しい都城を意味する¹⁵⁾。天武五年、「新城」への遷都計画が出されたが結局は実現せず、この時に設定された範囲内の田は荒廃したという。天武十一年(682)三月に三野王と宮内官大夫らを「新城」に派遣して地形調査を行い、再び遷都計画がもちあがっている。同月にはこの時の調査を受けて天皇が新城に行幸している。「新城に遣して」というのは、新城が存在していることが前提の表現であり、その範囲がすでに確定していることを示している。これ以降、新城という語はみられないが、天武十二年(683)七月に天皇が京師に巡行しており、この京師が新城のことを指しているのは間違いないだろう。

天武十二年十二月には「凡そ都城・宮室、一處に非ず、必ず兩参造らむ。故、先づ難波に都つくらむと欲ふ。」として複都制を打ち出し、天武十三年(684)二月には廣瀬王らを畿内に派遣して都をつくるべき地を視察させ、また三野王らを信濃に派遣して地形調査をさせている。これらは複都制に伴う動きとみられるが、その前提として、主都としての新城が存在したことは明らかである。

天武十三年三月、天皇が京師に巡行して宮室の地を決定した。しかし、天武天皇が朱鳥元年九月に崩御し、持統三年には皇太子草壁皇子まで死去するという事態に造営事業は中断されたとみられ¹⁶⁾、次に造都関係の記事が見られるのは持統四年(690)十月の高市皇子による藤原の宮地の視察である。岸俊男氏が指摘するように、持統四年正月の持統天皇の即位をまって造都が再開されたものと思われ、この藤原の宮地と天武十三年に決定された宮室の地は同じ場所を指しているものと考えられる。持統六年(692)五月には難波王らを派遣して藤原の宮地を地鎮し、その後、行幸を繰り返し、持統八年(694)十二月に藤原宮へ遷都する。したがっ

表1 藤原京の造営に関する記事

年号	西暦	月日	記事
天武5年	676	是年	新城に都つくらむとす。限の内の田園は、公私を問はず、皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず。
天武11年	682	3月1日	小紫三野王及び宮内官大夫等に命して、新城に遣して、其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす。
		3月16日	新城に幸す。
天武12年	683	7月18日	天皇、京師に巡行します。
		12月17日	凡そ都城・宮室、一處に非ず、必ず両参造らむ。故、先づ難波に都つくらむと欲ふ。是を以て、百寮の者、各往りて家地を請はれ。
天武13年	684	2月28日	浄廣肆廣瀬王・小錦中大伴連安麻呂、及び判官・録事・陰陽師・工匠等を畿内に遣して、都つくるべき地を視占しめたまふ。是の日に、三野王・小錦下采女臣筑羅等を信濃に遣して、地形を看しめたまふ。是の地に都つくらむとするか。
		3月9日	天皇、京師に巡行きたまひて、宮室之地を定めたまふ。
朱鳥元年	686	9月9日	正宮に崩りましぬ。
持統3年	689	6月29日	諸司に令一部二十二卷班ち賜ふ。(飛鳥浄御原令施行)
持統4年	690	10月29日	高市皇子、藤原の宮地を觀す。
		12月19日	天皇、藤原に幸して宮地を觀す。
持統5年	691	10月27日	使者を遣して新益京を鎮め祭らしむ。
		12月8日	詔して曰はく、「右大臣に賜ふ宅地四町。直廣貳より以上には二町。大參より以下には一町。勤より以下、無位に至るまでは、其の戸口に随はむ。其の上戸には一町。中戸には半町。下戸には四分之一。王等も此に准へよ」
持統6年	692	正月12日	天皇、新益京の路を觀す。
		5月23日	浄廣肆難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮め祭らしむ。
		5月26日	使者を遣して、幣を四所の、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に奉らしむ。告すに新宮のことを以てす。
		6月30日	天皇、藤原の宮地を觀す。
持統7年	693	8月1日	藤原の宮地に幸す。
持統8年	694	正月21日	藤原宮に幸す。
		12月6日	藤原宮に遷り居します。

て、天武十三年に決定された宮室こそその藤原宮であり、宮室が置かれた京師（新城）はその京域、すなわち藤原京を含んだものということになる。

京師は新益京と呼ばれるようになり、持統五年（691）十月には地鎮が行われた。造営過程を勘案すると、新城、京師、新益京はほぼ同じものを指していると考えられるが、その名称が変わるのは、おそらく造都の進捗状況にしがって呼び分けているものと推測される。

新城はこれから造営する新しい都城のことで、計画段階から使用された名称である。したがって、新城は形の整った都城を意味するのではなく、おもにその範囲を指す語であり空間や場所を示す語であったと考えられる。これに対して京師、新益京は実態をともなったものと考えられる。天武十二年十二月の複都制の詔は、前提として主都の存在が必要であり、天武十二年七月に天皇が巡行した京師がそれにあたるのは間違いない。この頃には造営が進み、京師が実態として捉えられるものであるこ

とを示している。そして、天武十三年に宮室の地が決定され、持統四年に藤原宮地の視察がつづいたのちに新益京が登場することから、新益京は宮室の地が決定したことを受けて改められたものと推測される¹⁷⁾。

III. 新城の発掘事例

(1) 土器編年について

以下では、新城の発掘事例について検討するが、遺構の年代の根拠としては飛鳥・藤原地域の土器編年を使用する。飛鳥・藤原地域の土器編年は、7世紀の土器を飛鳥Ⅰ～Ⅴに区分する西弘海氏の研究¹⁸⁾が基礎となっているが、ここでは、新しい資料を踏まえて整理し直した私の年代観を用いる¹⁹⁾。西氏の様式区分は、土器研究の枠組として今なお有効だが、様式区分だけでは重複する宮殿遺跡の時期決定という面においては限界があるのも事実である。こういった問題意識から、林部均氏が

西氏の様式区分を継承したうえで編年の細分案を提示しており²⁰⁾、私案はその林部氏の細分案を踏襲して整理したものである。私も林部氏と同じく、資料の増加した現在でも西氏の土器編年および様式区分を妥当なものと考えており、その枠組を継承する立場をとっている。

編年私案の区分と基準資料は次の通りである。飛鳥Ⅰは小墾田宮推定地石組溝 SD050 出土土器を古段階、川原寺下層斜行大溝 SD020 出土土器を新段階とする。飛鳥Ⅱは山田寺下層整地土および甘樫丘東麓遺跡焼土層 SX037 出土土器を古段階、飛鳥池遺跡谷 SD809 灰緑色粘砂層、甘樫丘東麓遺跡土坑 SK184、坂田寺池 SG100 を中段階、水落遺跡貼石遺構周辺出土土器を新段階とする。飛鳥Ⅲは、藤原京左京六条三坊一・二坪井戸 SE2355 出土土器を古相、大官大寺下層土坑 SK121 出土土器を新相とする。飛鳥Ⅳは、本薬師寺下層遺構を古段階、藤原宮下層 SD1901A を新段階とする。飛鳥Ⅴは、飛鳥京跡第 164 次調査の石組溝 SD0901 を古段階、藤原宮内裏東大溝 SD105 と藤原宮東面大垣内濠 SD2300 出土土器などの藤原宮期の土器群を新段階とする。各区分の暦年代は、飛鳥Ⅰが 590～630 年代、飛鳥Ⅱが 640～660 年頃、飛鳥Ⅲが 670 年前後、飛鳥Ⅳが 680～690 年頃、飛鳥Ⅴが 700～710 年頃である。

この編年私案は、飛鳥・藤原地域の調査を主導する奈良文化財研究所（以下、奈文研）の見解と異なる部分があるので説明しておく。大きく異なるのは飛鳥Ⅱと飛鳥Ⅴに対する見解である。ただし、各土器群の暦年代という面においては大きな差はない。

奈文研の報告では、飛鳥Ⅰの資料について、杯類の法量や調整の比率変化などから土器群の相対的な位置付けをおこない、小墾田宮推定地 SD050 →川原寺下層 SD02 →山田寺下層→甘樫丘東麓遺跡 SX037 →飛鳥池遺跡 SD809 →坂田寺 SG100 という細分を示している²¹⁾。そのうえで、飛鳥Ⅱの標式資料である坂田寺 SG100 よりも古い土器群はすべて飛鳥Ⅰとする²²⁾。消費された土器群は、同時に製作されたものが同時にすべて廃棄されたものでもない限り、その様相には違いが生じるものであり、相対的に並べるのは比較的容易であろう。資料が増加すればその境界は不明瞭になるため、問題は、何を基準として様式的に区分するかであるが、坂田寺 SG100 よりも古いという理由だけで飛鳥Ⅰとするのは様式

区分としては不相当だと思う。

私は、飛鳥Ⅱは飛鳥Ⅰで出現した様式の定着・発展の時期とみる西氏の様式的区分を妥当とする立場であり、山田寺下層の資料から飛鳥Ⅱと捉えている。その理由は次の点である。①飛鳥Ⅱでは須恵器杯 H と新たな器種である杯 G の比率がほぼ同じになり、杯 G が定着するが、山田寺下層の段階で一定量の出土があってすでに定着している。②飛鳥Ⅰで施されている土師器杯 C の口縁部内面上端のヘラミガキが、山田寺下層の段階で 2 段放射状になるものがあるが省略化が始まっており、甘樫丘焼土層 SX037 と飛鳥池遺跡 SD809 では省略されていること。③飛鳥Ⅱでみられる土師器杯 A の祖形が甘樫丘焼土層 SX037 で出現していること。④飛鳥Ⅱでは、おもに土師器の皿類が出現、定着するが、山田寺下層の段階で出現しており、少なくとも飛鳥池遺跡 SD809 の段階では定着していること。⑤型式的特徴が、飛鳥Ⅰの標式資料である小墾田宮推定地 SD050 よりも坂田寺 SG100 により近いこと。

①にあげた須恵器杯 G の杯 H に対する比率については、山田寺下層では 30% 程度でまだ半分には満たない状況にはある。しかし、型式学的に山田寺下層よりも古く川原寺下層 SD02 と同じ段階で、616 年以降に生産を開始したことが明らかな狭山池北堤窯²³⁾では、圧倒的に杯 H が多く、杯 G は 5% にも満たないほんのわずかな存在にすぎない。これは新器種導入期の萌芽的状況を示すものであり、まさに飛鳥Ⅰにあたる。生産地と消費地の資料を単純に比較することはできないが、狭山池北堤窯の資料を見る限り、この段階で杯 G が定着して一般化したとは言い難い。この状況は山田寺下層の段階とは明らかに異なるものであり、山田寺下層の段階では杯 G の比率が半分に満たないとはいえ、確実に定着しているのは間違いない。

次に、飛鳥Ⅴについてだが、私は飛鳥京跡 SD0901 の土器群を飛鳥Ⅴの古段階としている。SD0901 は、飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の内郭北辺から北に約 380 m、飛鳥寺南門から南へ約 100 m に位置する、幅 2.7 m、深さ 0.8 m という大規模な石組溝で、基幹水路および区画溝として機能していた可能性が高い。SD0901 の埋め戻しに際して多量の土器が廃棄されており、これらは一気に埋め戻された一括性の高い資料である²⁴⁾。

私案でSD0901出土土器群を飛鳥Vとしたのは、比較的数量の多い土師器杯CⅡの径高指数および須恵器の形態の特徴などが飛鳥Ⅳと飛鳥Vの標式資料の中間に位置付けられること、そして、須恵器杯B蓋の大半がかえりのないものであることからだが、私案では紙数の制限から、飛鳥Vとする基準について説明不足であったため、ここで補足しておきたい。

飛鳥編年の軸となる土師器杯Cは、飛鳥Ⅰの段階から杯CⅠ（口径15～17cm）、杯CⅡ（口径12～14cm）、杯CⅢ（口径9～10cm）の3種に分化しており、この傾向は飛鳥V・平城Ⅰまで続く。しかし、飛鳥Vになると3種の分化を残してはいるものの、口径10cm以下が消滅し、17cm以上が増加して大型化する。これは、続く平城宮Ⅱにおいて杯CⅢが消滅して杯CⅠ・Ⅱの2種となり、平城宮Ⅲで杯CⅠのみとなっていく²⁵⁾変化の端緒である。その意味で、飛鳥Vは新たな土器様式の始まりとして評価できる。SD0901をみてみると、口径10cm以下のものはみられず、口径14cm以上に中心がある。さらに、口径19cm大のものが出現しているなど、上述した飛鳥Vの様相と一致している。

また、飛鳥Vでは、それまで見られなかった口径32cm以上の大型の土師器の皿類が出現して確実に定着する。ロクロ土師器の皿Bが一定量存在するのも特徴である。食器類の大型化は須恵器にも共通する飛鳥Vの特徴であるが、法量の多分化も顕著になる。須恵器皿Aを例にあげれば、口径14cm～32cm大まであって大小に幅広く多分化している。これらの特徴はいずれもSD0901でも認められる。

このように、SD0901出土土器の様相は多くの面で飛鳥Vの特徴と一致するものであり、土器群として理解する場合には飛鳥Vと認識すべきだと考える。これに対して、小田裕樹氏は、土師器杯Cの形態が飛鳥Ⅳと飛鳥Vの標式資料と比べると飛鳥Ⅳに近く、1点のみ出土した土師器杯Aの形態や法量、暗文の施文方法などが飛鳥Ⅳの基準資料と類似することを重視して土器群全体を飛鳥Ⅳとみなす²⁶⁾が、上述したように、土器群として見た場合には、飛鳥Vに近い要素が圧倒的に多い。ここで注意すべき点は、標式資料のうち、飛鳥Ⅳは藤原宮造営直前の土器群であり、飛鳥Vは藤原宮廃絶以後に廃棄された土器群であるため、両者の間には資料的に開き

があることである。今後、両者間を埋める資料の増加が見込まれ、境界が不明瞭になることが予想されるが、土器様式として区分する場合には土器群全体の様相から判断すべきことは言うまでもない。

SD0901出土の須恵器杯B蓋はかえりのないものが大半を占めているが、この様相は飛鳥Vの特徴として捉えられている。標式資料の分析では、かえりのある蓋からかえりのない蓋への転換は飛鳥Vで定着するもので、飛鳥Ⅳは両者が相半ばする状態にあってその過渡期にあたることを示されている²⁷⁾。この転換はそれ以降の土器様式に引き継がれるものであって、様式転換の一要素として捉えるべきものであるが、小田氏は、従来の飛鳥Ⅳの標式資料が当該期中枢施設からの出土資料ではないとして、SD0901出土土器群こそ、かえりのない杯Bが出現し、しかもこの新器種のみで占められた土器群と位置づけられるとし、飛鳥Ⅳの標式資料だと評価する。そして、SD0901出土土器群は飛鳥浄御原宮で使用された食器群の可能性があると指摘し、須恵器杯Bのかえりのない蓋への転換は天智朝から天武朝における食器構成の転換を示すものと解釈している。

小田氏は、須恵器杯B蓋のかえりのあるタイプとないタイプは別系統だとし、前者から後者への変化は同一器種における型式変化ではなく、別器種への置換だと主張する。そして、その変遷過程が飛鳥Ⅲから飛鳥Vにいたる杯Bの変化実態だと主張する。杯Bのかえりのある蓋とない蓋が別系統だという見解は私も同じであるが、これは新しい見解ではない。西氏は、飛鳥Ⅳの特徴を述べるなかで、「須恵器杯Bでは、その型式発展に伴い、蓋に身受けのかえりをもたない形式が出現し、身受けのかえりをもつ古い形式と、新たに出現した形式の両者が共存することになった（傍点筆者）」²⁸⁾、「身受けのかえりをもつ形式（傍点筆者）」²⁹⁾と述べているように、かえりのあるものとならないものを異なる形式（Form）と捉えている。つまり、両者が別系統にあるという理解は、飛鳥編年の構築当初からの理解である。したがって、その新たな器種であるかえりのない蓋付の杯Bが定着していく過程が飛鳥Ⅲから飛鳥Vの特徴であることも西氏以来の理解であって、これ自体は従来の認識と変わらない。

また、土師器の法量や一部の器種の暗文が飛鳥Vよ

りも飛鳥Ⅳに近いということが飛鳥Ⅳとする大きな根拠となっているが、出土数の最も多い土師器杯CⅡの径高指数は飛鳥Ⅳと飛鳥Ⅴの中間的様相を示しており、土器群全体としてみた場合には飛鳥Ⅴの様相に近いことは上述した通りである。飛鳥Ⅳと飛鳥Ⅴの標式資料には年代的に空白があることを先に述べたが、飛鳥Ⅴより古いから飛鳥Ⅳとする論理は、先に詳述した飛鳥Ⅰ・Ⅱの区分と同じであり不適当だと思う。

さらに、SD0901出土土器群が飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の廃絶にともなって一括廃棄されたもので、飛鳥浄御原宮で使用された食器群という理解は私も同じだが、その土器様相が天武朝の食器構成の実態を示しているとはまではいえないと考える。少なくとも、飛鳥宮跡Ⅲ期遺構の廃絶開始は持統朝であるので、SD0901の廃棄時期も持統朝であって、使用されていた時期もそれに近い時期と推定されるに止まる。

SD0901は飛鳥浄御原宮の中核区画である内郭北辺から約380mも北に離れた宮の北辺を限る区画溝であると同時に、宮内の基幹水路と考えられる大規模な排水施設でもある。SD0901の機能は飛鳥浄御原宮の排水計画とも密接な関係にあることは間違いなく、宮の維持管理上、その存在は不可欠であった可能性が高い。SD0901を付け替えたような大規模な水路は他に確認されておらず、SD0901の廃絶とその埋め戻しは、宮全体の機能が停止した段階であった可能性が極めて高い。SD0901出土土器群は北辺の官衙で使用されたものと想定され、土器群が廃棄されたのは、その北辺の官衙を含めた宮全体の機能が停止した段階だと考えられる。

藤原宮への遷宮は持統八年(694)だが、朝堂院の回廊でさえ大宝三年(703)以降の造営³⁰⁾であることを勘案すると、飛鳥浄御原宮の外郭にある官衙の機能すべてが遷宮と同時に移動し得たかどうかは疑わしい。内郭よりも外郭の廃絶が遅れるという指摘³¹⁾があるように、官衙の一部は飛鳥浄御原宮に残っていた公算が大きい。SD0901出土土器群は、飛鳥浄御原宮の中核部から離れた官衙で使用された可能性が高いものであり、持統八年よりも遅れて廃棄された可能性は十分に想定される。このように、SD0901出土土器群は、持統朝以降の様相を示す資料とすることはできても、天武朝の実態を示す資料にはなり得ないと思う。もちろん、天武朝で新たな土

器様式が始まっている可能性まで否定するものではないが、SD0901出土土器群をその標式資料とするのは飛躍が過ぎるだろう。私も天智朝や天武朝での新たな変化を想定しているが、それは従来の飛鳥Ⅲ・Ⅳの理解で可能ではないかと考えている。

同じように、尾張産須恵器の分析からSD0901出土土器群を飛鳥Ⅳと捉える見解がある³²⁾。SD0901出土の須恵器は尾張産の比率が高いことが指摘されているが、その尾張では、早い時期からかえりのない蓋が生産されているのが特徴である。SD0901出土土器群の土師器が飛鳥Ⅳの様相に近い一方で須恵器杯B蓋にかえりのないものが圧倒的に多いのは、尾張産の比率の高さに起因するということである。そして、尾張産の比率が高いのは宮中核部の特徴だとし、宮中核部での使用を想定した須恵器の生産が尾張の窯場に求められたことを示すという見解が示されている。

SD0901の土器群のうち、尾張産の可能性が高いものが全体の48%に及ぶということなので確かに高い比率であるが、残りの半分は他地域の製品であり、ほぼすべての蓋にかえりがない状況は尾張産以外の産地のものも含めた状況であることに変わりはない。そして、かえりのない新しい器種の導入が宮の中核部で始まっていたとしてもそれはむしろ当然である。先に述べたように、SD0901出土土器群は飛鳥Ⅳの標式資料よりも新しく位置付けられるものであり、飛鳥Ⅴの特徴を多く示している点からすれば、宮中核部の特殊な状況とするよりは、新しい様式、すなわち飛鳥Ⅴの初めの段階と評価すべきだと考える。

(2) 発掘事例の検討

藤原宮の調査で、藤原宮の造営前に施工された宮内先行条坊と呼ばれる道路を切って運河SD1901が掘られていることが確認されているが、この運河からは天武十一～十四年(682～685)にあたる干支や冠位を記した木簡が出土しており、宮内先行条坊の施工が天武末年以前であることが判明している³³⁾。そして、この宮内先行条坊と藤原京の条坊道路の規格は同一であり、両者が一連の計画のもとに施工されたことが確認されている³⁴⁾。また、天武九年(680)に造営が発願された本薬師寺の下層でも京域と同じ規格の条坊道路がみついている

³⁵⁾。これらは新城と呼ばれていた段階に施工された道路であり、新城段階の条坊道路が少なくともその設計や計画においてそのまま藤原京へと継承されていることがわかる。

新城の造営に関しては、「新城に都つくらむとす。限の内の田園は、公私を問はず、皆耕さずして悉くに荒れぬ。然れども遂に都つくらず。」(天武五年是年)、「小紫三野王及び宮内官大夫等に命して、新城に遣して、其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす。」(天武十一年三月甲午朔)という2度の建設記事がある。

これによると、天武五年(676)に造営に着手したが中断し、天武十一年(682)に再開したものと考えられる。宮内先行条坊には付け替えられた形跡があり、これが二度の建設記事に対応するものと考えられている³⁶⁾。先に施工された道路(宮内先々行条坊)が認められるのは、朱雀大路東側溝、朱雀大路以東の四条大路、四条大路以北の東一坊坊間路という宮東北の一部地域に限られ、これらはごく短期間のうちに埋め戻されている。

深澤芳樹氏は、天武五年の造営ではこの宮内先々行条坊(第1次条坊)のみられるごく限られた範囲の条坊施工で中断したとみなし、それ以外(第2次条坊)に着手したのは天武十一年三月以降だとする。第2次条坊を切る運河SD1901から出土した最古の木簡が天武十一年十月であるので、この運河を開削した時期は三月から十月までの間だと推定する³⁷⁾。この理解によれば、第2次条坊の施工は非常に短期間のうちに実施されたことになる。

この理解で問題なのは、天武九年(680)に発願された本薬師寺の下層で確認された条坊道路との関係である。本薬師寺は右京八条三坊に位置しており、京域まで広がる条坊施工が天武十一年以降だとすると、本薬師寺下層でみつかった条坊道路はそれ以降に施工されたものと考えざるを得ない。したがって、本薬師寺の創建はさらに遅れることになり、『日本書紀』の創建記事と合わなくなる。

宮内先行条坊が付け替えられているのは確かだが、それが新城造営の再開と直結するのかどうかはもう少し検証が必要であろう。天武五年に着手されたとみられる新城の造営工事が、先々行条坊の範囲に留まっていたかどうかは疑問である。

先々行条坊四条大路の確認された地点から南東へおよそ1km離れた本薬師寺の調査では、中門および参道の真下で西三坊坊間路SF2740が確認されており、この道路に沿う南北塀と掘立柱建物、土坑などが検出されている³⁸⁾。道路幅は側溝心間距離で約6mである。中門の中軸が西三坊坊間路と一致し、伽藍が四町分の宅地のほぼ中央に配置されていることから、造営に着手した時点で西三坊坊間路だけではなく本薬師寺周囲の条坊道路もすでに施工されていた状況がうかがえる。また、建物と塀の存在から、寺院の造営前には宅地として利用されていたことがわかる。

本薬師寺は天武九年(680)に発願され、天武天皇が崩御した朱鳥元年(686)十二月の無遮大会に本薬師寺が見られないことから、この時には未完成だったとみられるが、持統二年(688)には本薬師寺で無遮大会が設けられているので、この時までには少なくとも金堂は建てられていたと考えられる。金堂の造営が最初に着手されたことは発掘調査で出土した瓦の分析から指摘されており、その時期は天武朝と考えられている³⁹⁾。発願後、いつ造営に着手したかは詳らかではないが、天皇勅願の寺であり、発願後まもなく着手されたと思われるが、『僧綱補任抄出』には天武十一年に造ると記されている。

当時の寺院造営過程を知る手掛かりとして、『上宮聖徳法王帝説』による山田寺の造営過程をみると、舒明十三年(641)に整地が開始され、その2年後の皇極二年(643)に金堂を立つと記されている。整地作業を含めて2年で金堂が完成したとは考えにくいことから、「金堂を立つ」というのは建設に着工したことを意味するものと思われ、金堂建設の着工までに土地造成や伽藍計画といった事前の準備におよそ2年が費やされたものと推測される。本薬師寺の伽藍は、回廊で囲まれた範囲が山田寺よりも広いため、本薬師寺の場合も整地から建設着工までに少なくとも山田寺と同じ程度の期間が必要だった可能性が高い。このことから、建設に着工できたのは発願から2年後の天武十一年頃と考えられる。つまり、『日本書紀』の記事は発願を示すものであり、『僧綱補任抄出』は建設に着工したことを伝えていると考えても特に問題はない⁴⁰⁾。このように考えてよければ、土地造成には発願後まもなく着手されたものと考えられる。

さて、薬師寺下層で検出された建物や塀の存在から、

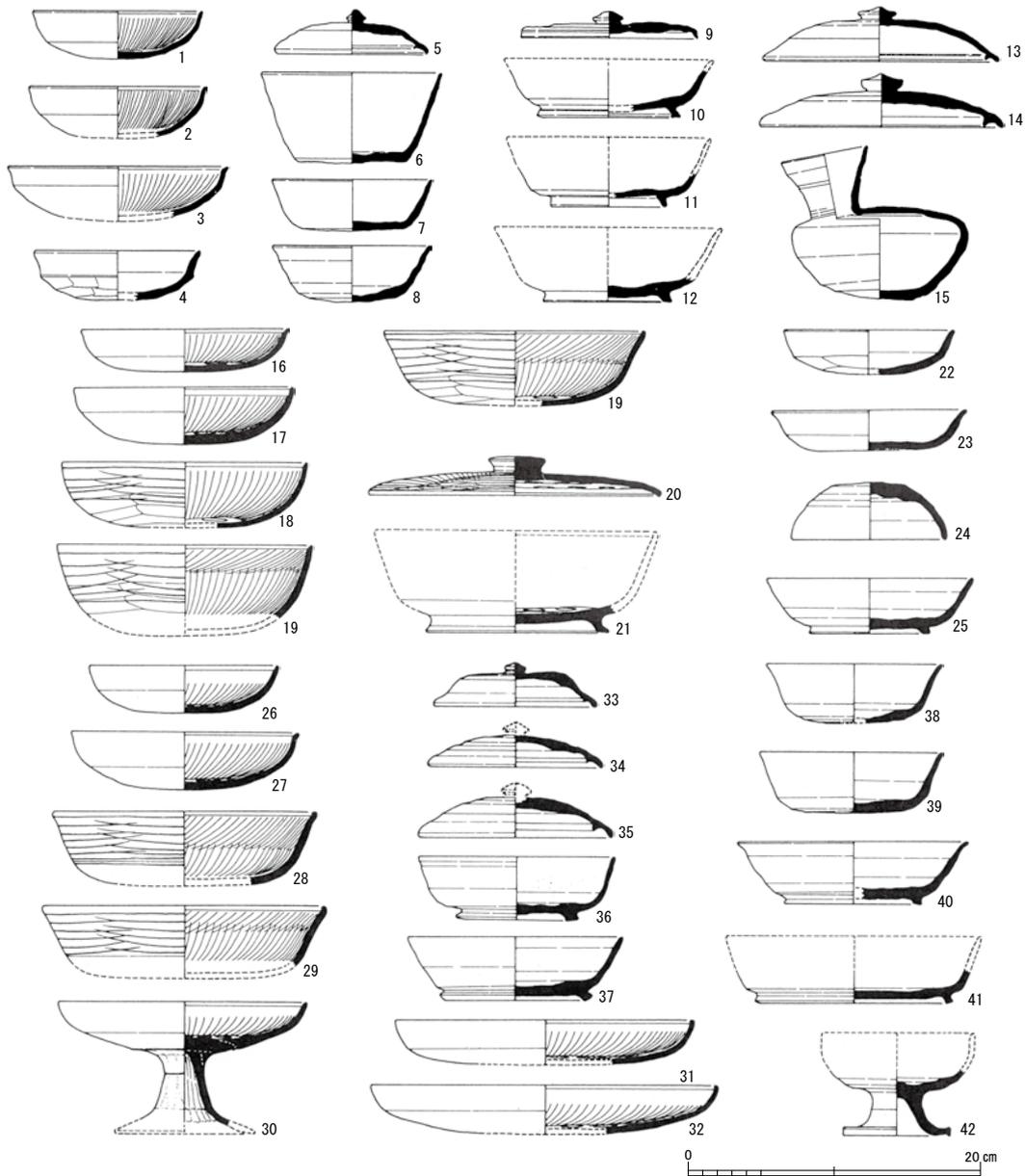
本薬師寺造営前には宅地として利用する意図があったことがうかがえるが、建設に着工していると考えられる天武十一年までに伽藍設計や建設予定地の決定、整地などが行われたであろうから、建設予定地の決定後に宅地利用を認めるはずがない。天武十一年三月に新城造営を再開し、それ以降に宮域から本薬師寺下層を含む広範囲の京域に条坊道路を施工して、さらに宅地利用まで意図した土地造成や造営を行ったとすると、発願から造営着手までの工程を考慮すれば時間的にかなり無理がある。深澤氏がいうように、道路施工と同時に宅地利用が開始されたとしても⁴¹⁾ 困難である。また、天武十一年三月以降に条坊道路が施工され、宅地利用が行われたとすると、本薬師寺の建設予定地の決定はそれ以降とみなさざるを得ないが、勅願寺院の建設準備が2年間も未着手だったとは考えにくく、仮に、設計計画後、条坊道路の施工を待ってから造営に着手したものだとしても、やはりその時点で建設予定地に宅地利用を認めるとは考えられない。

さらに、天武九年と同十一年の史料が本薬師寺の創建年代を示すものではなく、造営着手はさらに遅れたと考えられないでもないが、堂塔の完成には4～5年はかかるものと考えられ⁴²⁾、持統二年(688)までに金堂が完成することを考慮すると、天武十一年頃までに少なくとも土地造成に着手していなければ間に合わないであろう。したがって、薬師寺下層の条坊道路は天武十一年以前、おそらく天武九年までに施工されていた蓋然性が極めて高い⁴³⁾。

藤原宮西方官衙地区(飛鳥・藤原第79・80次)の調査では、藤原宮造営以前の先行条坊五条大路SF6360、区画堀、井戸などが検出されている⁴⁴⁾。掘立柱堀による方形区画内に掘られた井戸は同一地点で2回の造り替えが行われており、一定の利用期間が見込まれる。これらの造り替えは飛鳥Ⅳの段階に行われたもので、最終的には藤原宮造営直前に廃棄されているようである。したがって、これらに切られる当初の井戸は飛鳥Ⅳ以前に造られたことになる。また、五条大路SF6360の側溝から出土する土器は飛鳥ⅢとⅣ古段階の土器であり(図1-1～15)、井戸の利用状況を勘案すると、先行条坊を含めた土地利用は天武朝前半(670年代)から始まっている可能性が高い。

藤原宮西方官衙地区(飛鳥・藤原第5～10次)の調査では、藤原宮が造営される以前の建物群が検出されている⁴⁵⁾。造営方位の群別からA-1～4期の遺構変遷が想定されており、宮造営直前にあたるA-4期には先行条坊の五条条間路SF1081と西二坊坊間路SF1082の交差点が検出されている。A-1期に該当する建物SB1230、堀SA1231の柱穴とA-1期の建物にともなう土坑SK1271・1365・1366から出土する土器(図2-28～40)は飛鳥Ⅱ新段階～飛鳥Ⅲであることから、この地域に建物群が形成される時期は斉明朝頃から天武朝前半頃と考えられる。建物群がA-1～4期にわたって同一地点で建て替えられていることや、建物群が先行条坊に沿って建設されていることなどから、先行条坊の施工も天武朝前半に遡る可能性がある。先行条坊から出土する土器が飛鳥Ⅳに限定されるものではなく飛鳥Ⅲに該当するものも一定量含まれることから(図1-16～42、図2-1～27)、先行条坊が天武朝前半から長期間利用されていたことを示唆する。なお、第82次調査で検出された西二坊坊間路東側溝SD3206からは、天武十年(681)以前と考えられる五十戸制下の木簡が出土している⁴⁶⁾。先行条坊に先行する建物群の形成は天智称制以前まで遡るもので、新城内に取り込まれた集落と考えられる⁴⁷⁾。

先々行条坊のみ見つかった地点から西へ約1.6kmに位置する四条遺跡では、西六坊大路、西六坊坊間路、西七坊坊間路、四条大路、四条条間路が検出されており、この一体には古墳群が広がっていたことが確認されている。古墳や自然流路は藤原京の造営にともなって埋め戻されているが、条坊道路の施工は飛鳥Ⅴの時期(藤原宮期)の整地後であることが確認されている⁴⁸⁾。藤原京の造営にともなって埋められた遺構のうち、四条5号墳の周濠を切る溝SD146を埋め立てた層からは飛鳥Ⅲの土器が出土しており、四条2号墳および9号墳の周濠からは飛鳥Ⅴの土器もみられるが飛鳥Ⅲの土器が一定量出土しているなど、人為的な埋め戻しが始まったのが天武朝前半頃であることを示している(図3)。一緒に出土する飛鳥Ⅴの土器は、条坊道路施工時にともなう最終的な整地の際に廃棄されたものと考えられる。条坊道路の施工自体は遅れるが、新城の造営にともなう土地造成がこの付近まで及んでいたことをうかがわせる。



1・2・7・12 五条大路北側溝 SD8461、3～6・8・11・13～15 五条大路南側溝 SD8462
16～25 西二坊坊間路東側溝 SD1070、26～42 西二坊坊間路西側溝 SD1080

(奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』26 1996年、奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱ)

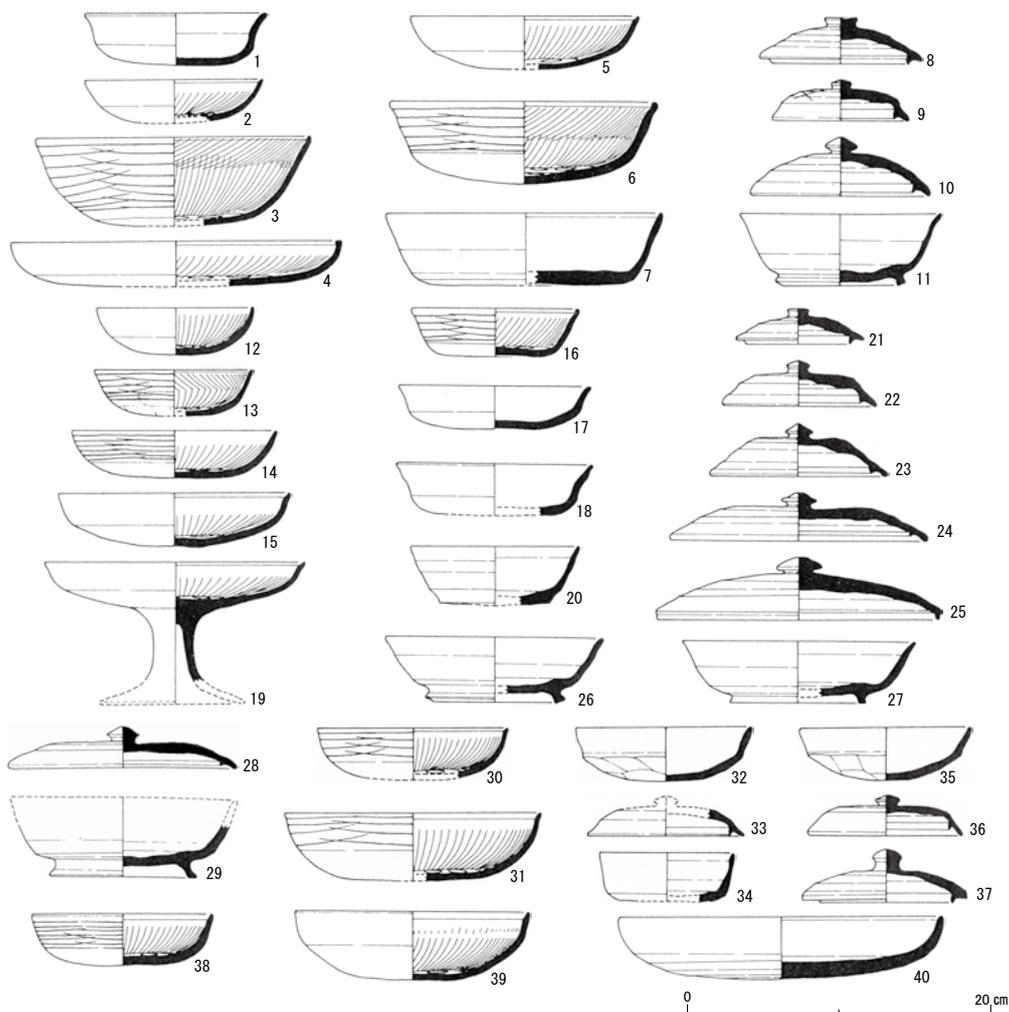
図1 「新城」出土土器 1

先々行条坊のみつかった地点から南へ約 1.8kmに位置する左京十一條二坊の調査では、東一坊大路 SFO1 に沿った総柱建物をともなう建物群が確認されている⁴⁹⁾。これらの建物群は正方位を向いており、条坊道路の施工にともなって建てられたものと考えられているが、南北に並ぶ建物の中で検出された土坑 SK1151 からは飛鳥Ⅲの土器が一括廃棄の状態で見つかっており、この建物群の建設および条坊道路の施工がその時期に始まることを示唆する。

右京十一條一坊の調査では、西一坊坊間路の東

西両側溝とみられる断続的な溝が検出されている⁵⁰⁾。この側溝は藤原宮期の整地にともなって埋められたようで、側溝を埋め立ててから宅地一帯に大規模な整地をしたのちに藤原宮期とみられる建物群が建てられている。整地前にはほとんど建物がなく、積極的な土地利用の様子はうかがえない。側溝が藤原宮期以前に掘削されたものであり、側溝から飛鳥Ⅲ頃の土器が出土することから、施工時期が天武朝前半に遡る可能性が高い。

一方、右京十一條二坊では、整地を行ったのちに西二坊坊間路と推測されている道路が施工され、それを埋



1～4 五条条間路北側溝 SD1130、5～11 五条条間路北側溝 SD1260、12～25 五条条間路南側溝 SD1250、
26・27 五条条間路南側溝 SD1120、28 掘立柱建物 SB1230 柱穴、29 掘立柱塀 SA1231 柱穴、
30～34 土坑 SK1366、35・36 土坑 SK1365、37～40 土坑 SK1271

(奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』II)

図2 「新城」出土土器2

めて東西 16 間という長大な掘立柱建物が建てられている⁵¹⁾。整地土からは飛鳥Vの土器が出土しているため、条坊の施工および大型建物の建設は藤原宮期以降に行われたことがわかる。上述したように、十一条付近の条坊施工は、東二坊から西一坊までは天武朝前半代に行われた可能性が高いが、西二坊以西では藤原宮期に遅れて施工された可能性がある。

このように、宮内先行条坊をはじめとする条坊道路の施工は天武朝前半に始まったものと考えられる。そして、天武五年に始まるとされる新城の造営は藤原宮下層の東北の一角にみられる先々行条坊の範囲に留まるものではなく、京城にも達するより広い範囲で行われていたものと考えられる。四条遺跡の在り方から、土地造成と条坊の施工は必ずしも一連の工程として実施されたので

はなく、まず天武朝前半のうちに新城に指定された広い範囲で土地造成が行われたものと考えられる。その後、条坊が施工されていくがその進捗状況は一様ではなかったようであり、上述した四条遺跡や右京十一条二坊のほか、西京極にあたる土橋遺跡⁵²⁾では、条坊の施工が藤原遷都後とみられる飛鳥Vの時期に行われたことが確認されている。

また、条坊道路の規模については、天武五年の造都中斷を示すと理解されている宮内先々行条坊のうち、側溝心間距離のわかる東一坊坊間路が約 5.2 m (15 大尺)、四条大路が約 13.7 m (40 大尺) で、先行条坊や京城の条坊よりも側溝心間距離で 5 大尺分狭く、この道路幅は天武十一年に再開された新城の造営によって拡大されたものと考えられている⁵³⁾。しかし、四条大路の場合、

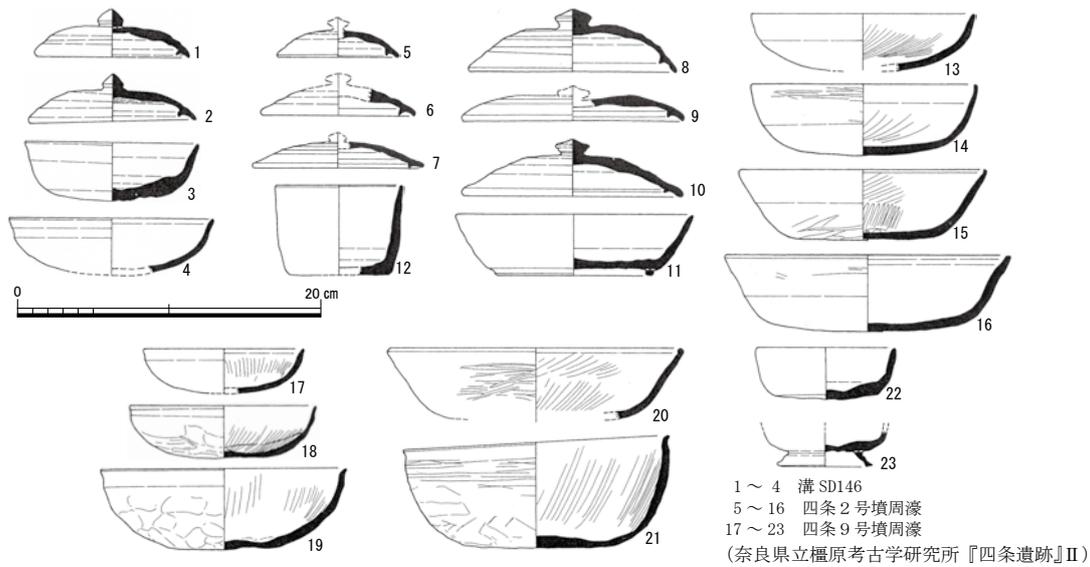


図3 「新城」出土土器3

300 mほど離れた調査区（飛鳥・藤原第160次）で、先々行条坊および先行条坊四条大路の側溝はほとんど重複しており、ここでは規格に差は認められない⁵⁴⁾。さらに、天武九年以前に施工されたと考えられる本薬師寺下層の西三坊坊間路は寺域外の京域の道路規模と同一であり、天武朝前半に施工された可能性が高い藤原宮西方官衙地区の先行条坊も京域と同一規模である。

以上のことから、宮内の先行条坊および京域の条坊は天武十一年までに広い範囲で施工されており、その規格は天武五年の新城造営時にすでに定まっていたものと考えられる。300 mほどしか離れない調査区で、四条大路の先々行条坊と先行条坊のずれ方が大きく異なるのは、先々行条坊の道路幅が大きく歪んでいるからである。また、先々行条坊の側溝からは遺物がほとんど出土せず、すぐに埋め戻されているが、単なる工事の中断であればすぐに埋め戻す必要はない。これらのことから、先々行条坊は当初からの施工ミスであった可能性が高い。

IV. 都と京師

これまで述べてきたように、新城の造営は天武朝前半のうちに広い範囲で着手されていたものと考えられ、また、条坊道路による宅地割りが実際に実施されていることから、天武五年（676）の「遂に都つくらず」というのは造営に着手しなかったということの意味するものではない。また、宅地利用が継続して行われていることか

ら、天武五年のうちに中断したことを意味するものでもない。

天武五年以降、条坊施工と宅地利用が広範囲で進められていたのは見てきたとおりであり、天武五年は年条にある「遂に都つくらず」の「都」は、条坊や宅地とは異なる内容を意味するものと考えられる。また、天武十一年（682）三月一日条に「小紫三野王及び宮内官大夫等に命じて、新城に遣して、其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす。」とあるが、「新城に遣して」というのはすでに新城が設定されていることが前提の表現であり、実際に、この段階では広範囲に条坊道路が施工されているので、この時の地形調査は新城という京域に対して行われたものではなかったと考えられる。したがって、地形調査をもとにつくろうとした「都」も京域そのものではないことになる。

それでは、ここでいう「都つくらず」とはどういうことを意味するのだろうか。『日本書紀』で「都」の使用例を確認してみると、そのほとんどが遷宮に関する記述であり、以下の4つの表現が用いられている。

①「（場所）に都つくる。是を○○宮と謂ふ。」

綏靖元年正月、垂仁二年十月、景行四年十一月、神功摂政三年正月、仁徳元年正月、（履中二年十月）。

②「都を（場所）に遷す。是を○○宮と謂ふ。」

安寧二年、懿徳二年正月、孝昭元年七月、孝安二年十月、孝霊即位前紀、孝元四年三月、開化元年十月、崇神三年九月、反正元年十月、安康即位前紀十二月、

(継体五年十月)、安閑元年正月、宣化元年正月、欽明元年七月、(大化元年十二月)、(天智六年八月)。

③「(場所)に都す。」

仁賢元年二月、継体十二年三月、継体二〇年九月。

④「都を定めたまふ。」

武烈即位前紀。

①と②をみると、即位に際して、つくりまたは遷した「都」のことを「〇〇宮」と述べているのであり、ここで用いられている「都」はそれぞれの天皇の「宮」のことを差すもので、まさに「宮処」の意味で用いられている。天皇や宮の実在はともかく、天武朝に始まった『日本書紀』編纂時に、宮(宮処)のことを「都」と表記していることは注目すべきである。大化元年および天智六年の記事では、「是を〇〇宮と謂ふ」の表記はないが、他の例と同様に宮(宮処)の意味で用いたとみてよいだろう。また、③と④についても、「是を〇〇宮と謂ふ」という表現を欠くが、仁賢や継体の「都」が京域をともなうとは考えられないため、ここでも「宮処」を遷したという意味で「都」が用いられているのは間違いない。

また、天智天皇が即位した後の天智七年二月の記事では、皇后とその皇子女を列挙しているが、そのなかで、のちに天皇となった鸕野皇女(持統天皇)と阿陪皇女(元明天皇)については宮の記述がみられる。「其の二を鸕野皇女と曰す。天下を有むるに及びて、飛鳥浄御原宮に居します。後に宮を藤原に移す。(中略)阿陪皇女、天下を有むるに及びて、藤原宮に居します。後に都を乃樂に移す。」とあり、これはそれぞれの皇女が居した宮の説明であるから、阿陪皇女の「都を乃樂に移す」の「都」も宮を意味するものと考えられる。鸕野皇女の説明で「宮を藤原に移す」とあって「都」ではないのは、飛鳥浄御原宮と藤原宮で宮域の構造が大きく異なるため、あえて違う表現を用いた可能性が高いだろう。

皇宮の所在地である「ミヤコ」という意味では、「都」の他に「京」「京師」「京都」「京城」「皇都」「帝京」などの語が用いられている。そこでは「宮」と「京」の区別がなく、「宮」と「都」の区別も定かではなかったと指摘されている⁵⁵⁾。ただし、これらがまったく同じ意味で使用されていたかというところではないようで、「是の日に、野中の大石に陟りまして、京都を憶びたまひて、歌して曰はく、…」(景行十七年三月朔己酉)、「唐の客、

京に入る。」(推古十六年八月)、「新羅・任那の使人、京に臻る。」(推古十八年十月)の「京都」「京」は、宮の所在する一定の地域や場所といった広い空間も意味するのに対し、「都」は「宮処」という狭い意味でのみ使用されていることに注意すべきである。

このように、『日本書紀』における「都」の使用法は、「宮(宮処)」という意味で用いることが普通であったことが確認できる。また、年代は下るが、『続日本紀』天平十六年(744)正月条に、「恭仁・難波の二京、何をか定めて都とせむ。」とあり、「二京」から「都」を選んでいるように、京域をともなう宮都においては、天皇の居処が定まって初めて「都」となったことがわかる。ここでも、「都」には宮処の存在が不可欠であったことがうかがえる。

天武五年の「新城に都つくらむとす」という表現は、『日本書紀』の「都」の使用法①と同じである。新城における条坊施工の実態と、いま確認した「都」の使用法とを考慮すると、天武五年と十一年の「都」は、空間的に広がる京域を意味するものではなく、宮(宮処)を意味するものと考えべきであろう。そう理解すると、天武十一年の地形調査に宮内内の事を掌る宮内官大夫⁵⁶⁾が派遣されているのは非常に示唆的であり、この「都」が宮域の造営だったことを裏付けるのではないだろうか。

このように、天武五年と十一年の「都つくらむとす」とは、おもに造宮の計画を意味するものと考えられるが、そうすると、天武五年の段階ですでに新城が存在していたことになる。天武五年の「新城に都つくらむとす」という表現は、かつて新城が地名と認識されていたように、新城は場所と受け取れるものであり、新城という空間を「都」化するという表現になっている。これを表現どおりに読み取れば、天武五年の段階ですでに新城は存在したことになり、空間として広がる新城に宮域を設定して「都」としようとしたとみることも可能である。この場合、新城の造営着手が天武初年頃まで遡ることになり、その実態として、条坊の施工が天武初年頃に始まっている可能性がある。

「都つくらむとす」という表現は、天武十二年(683)十二月の複都制の詔にもみられ、「都城・宮室、一処に非ず、必ず両参造らむ。故、先づ難波に都つくらむと欲ふ。是を以て、百寮の者、各往りて家地を請はれ。」と

ある。難波には孝徳朝の難波長柄豊碕宮が存在しており、百寮の者に「家地を請はれ」ということから、この時点で京域もある程度整備されていた可能性が高い。宮も京も存在するなかで「都つくらむと欲ふ」といっているのであり、上述した「都」の使用法からすると、この「都」も宮処を中心とするものであった可能性が高い。天武朝における前期難波宮の設計プランの変更と建て替えは東方官衛で確認されているほか、内裏前殿も新規に造営された可能性が高い⁵⁷⁾。これらの造営は、天武十二年の詔を受けたものであろう。

ところで、新城、京師、新益京は、ほぼ同じものを指すがその内容は実態の変化を反映して変化している可能性を先に指摘した。新城に続く京師の出現は天武十二年七月の京師巡行である。京師とは主都・首都を意味する語であるが、『続日本紀』和銅元年二月戊寅条に「京師は、百官の府にして、四海の歸く所なり。唯朕一人、独逸しび豫び、」とあり、世界の中心に位置し、天皇による世界支配を実現する場であり、そのための官僚機構が存在する場所だと認識されていた⁵⁸⁾。これによると、京師とは、天皇の御在所である宮殿を中心に、官衛も含んだ宮域の存在を前提にしている。したがって、天武十二年七月の京師巡行の時には、少なくとも宮域の設定が行われていた可能性が高い。天武十一年の宮域の造営着手を受けて、「京師」と呼ばれるようになったのではないだろうか。

このように考えると、問題となるのは天武十三年(684)三月九日の「天皇、京師に巡行きたまひて、宮室之地を定めたまふ」という記事である。これによると、宮域の設定は天武十三年に行われたように思われ、天武十一年に宮域の造営に着手したという先の想定と齟齬をきたす。ここで確認しておかなければならないのは、「宮室」がはたして何を意味しているのかということである。

V. 「宮室」は何を意味するのか

天武十三年(684)三月に決定された「宮室」が具体的に何を意味しているのかについて、京の中に宮が配置される藤原宮以降の宮都を対象に、「宮室」の使用法からその内容をみてみたい。宮の造営過程と構造が比較的

わかりやすい恭仁宮での使用法を以下に確認する。

天平十二年(740)十二月に遷都した恭仁宮では、天平十四年(742)正月、恭仁宮大極殿が未完成であったため仮の四阿殿を設けて朝賀を受けている。天平十五年(743)正月二日には大極殿で朝賀を受けているが、大極殿が完成したのは天平十五年十二月のことである。大極殿が未完成である天平十四年正月十六日には大安殿で群臣を宴しているため、この時点で内裏はほぼ完成していたものと考えられる。天平十四年二月五日には、「新京の草創を以て、宮室成らず」とあって、新羅使を入京させずに大宰で饗応させている。外交使節の饗応が行われるのは朝堂であるため⁵⁹⁾、ここでいう宮室は朝堂を含めた空間を意味していると考えられる。すなわち、内裏は完成しているが大極殿と朝堂が未完成の状態に対して宮室成らずといっていることになる。

上記の例だけでは「宮室」が宮域全体を指しているようにも受け取れるが、次の例から宮域の一部を指す語だと考えることができる。天平十四年正月十六日には「家の大宮に入れる百姓廿人に爵一級を賜ふ。都の内に入れる者は、男女を問ふこと無く並に物賚ふ。」とあり、京全体を示す「都」に対して「大宮」が用いられており、これが宮域全体を指すことは間違いないだろう。また、天平十四年八月五日には「大宮の垣を築けるを以てなり」とあり、大垣で囲む宮域を指して「大宮」と称していることから、宮域全体を指す語として「大宮」が用いられていることがわかる。したがって、「宮室」は「大宮」のなかであって、大極殿や朝堂を含む部分ということがわかる。

年代は下るが、延暦元年(782)四月癸亥(11日)条では「今者、宮室は居むに堪へ、」とあるので、宮室が居住空間を指すことがわかる。内裏のような御在所を指していることを示す。また、延暦四年(785)九月(24日)、「初めから首として議を建てて都を長岡に遷さむとす。宮室草創して、百官未だ就らず、」とあり、宮室と諸官司を区別しているので、宮室は宮内でも官衛にあたるものは意味しないようである。

これらのことから、宮都における「宮室」は内裏や大極殿、朝堂を含めた宮の中枢部を指していたものと考えられる。ただし、宮室の語は神武紀からみられ、藤原宮以前の記述の多くは宮殿全体を指しているようにも受

け取れる。これは、藤原宮以前の宮殿が機能および構造の分化において未発達であり、内廷を基本とした構造であったからであろう。宮殿内の機能および構造の分化が進んでいない状態のミヤにおいては、「宮室」は宮殿全体を指す語として用いられているようである。

さて、「宮室」が宮内の中枢部を指した語だとすると、天武十三年三月の「宮室之地」も宮域全体を指したのではなく、内裏、大極殿、朝堂院といった中枢部のみを意味したものと理解できる。すなわち、天武十一年(682)三月の「都つくらむとす」によって宮域の造営に着手したが、それは中枢部以外の外郭からであったと考えられ、天武十三年三月になってようやく中枢部の位置が決定されたことになる。

宮の外郭から造営が始まったという様相は、平城宮や恭仁宮、紫香樂宮で大垣の完成が遷都後に大幅にずれ込むこととは対照的である⁶⁰⁾しかし、宮中枢部の造営よりも大垣周辺の造営が先に着手されたことは、軒平瓦6647Caを含む藤原宮最初期の瓦が東大垣や宮城門周辺に用いられたことから判明しており⁶¹⁾、この想定を裏付ける。

また、宮の造営と関連するものとして、藤原宮の中心軸に沿った運河とみられる南北溝SD1901がある。SD1901は藤原宮を造営する以前に掘削された大溝であり、藤原宮・京の中軸である朱雀大路に沿って掘削されている。その位置から、宮の造営を念頭に掘削された運河だと想定される。この運河から出土した木簡で暦年代のわかるものは天武十一～十四年(682～685)である。木簡の内容は、贄の貢進付札のほか、舎人官、陶官といった大宝令以後の中務省や宮内省に所属する官司名の記載などであり⁶²⁾、運河の近くには、天武十一年頃から天皇に近侍するような官司を含む、宮と関わりの深い公的機関が存在した可能性が高い。このことは、その頃には宮の造営に着手していることを示唆するものであり、先に想定した天武十一年三月以降の造宮着手と関連するものと考えられる。

VI. 藤原京の造営過程

以上で述べてきた新城の造営過程を整理すると次の通りである。

天武初年頃	新城造営(条坊施工)に着手か。
天武五年是年	新城に宮域の設定と造営を試みるが中斷。条坊、宅地の整備を進めるが宮の造営には至らなかった。
天武十一年三月	新城で宮地に関する地形調査を行い、宮域を決定した。運河を掘削し、宮域の造営に着手した。
天武十二年頃	宮域外郭の整備が進み、新城が「京師」と呼ばれる形に整備される。
天武十三年三月	宮の中枢部である「宮室」の地を決定する。

このようにみると、新城の造営に着手した天武初年の段階では宮域は定まっておらず、条坊施工のみが行われたことになる。ただ、天武五年の段階で「都」=宮域の造営に着手しようとしていることを勘案すると、計画としては、天武初年の新城造営当初からあったものと思われる。天武十一年(682)に地形調査から開始していることから、天武五年(676)の造都段階では、宮地の地形調査が行われる前の段階で宮域の造営計画が頓挫したものと考えられ、宮の設計そのものに関わる問題があったと推測される。

西方官衙地区と内裏南西隅(飛鳥・藤原第16次)では、藤原宮の造営直前まで小規模建物群による宅地の継続利用が確認されている。西方官衙地区の状況は上述したが、内裏南西隅でも同様に小規模建物がまとまりを保ちながら建て替えられており、5期の遺構変遷が想定されている⁶³⁾。ここでは、先行条坊の施工前から建物が建設され、条坊道路の施工後も引き続き小規模建物が建てられている。したがって、のちの内裏南西隅は、先行条坊施工時およびその後しばらくの間、宮域の建設予定地として設定されていたとは考えにくい。小規模建物群は、天武十一年三月の地形調査をうけた造宮着手によって立ち退いたのだろう。このように、藤原宮として完成する宮域は天武十一年の地形調査を受けて設定された可能性が高く、少なくとも、地形調査が行われるまでは、宮の区域設定は行われていなかったと考えられる。ただし、天武五年には「都(宮処)」の造営に着手しようとしているのであり、計画自体はそれ以前から立てられていたものと推測される。藤原京に繋がる京域プランは天武五年以前からの新城造営まで遡ると考えられるので、

宮の位置を京城の中央に配置するという計画も当初からあったものとする。

それでは、天武十一年三月に宮域が設定された背景とは何か。それはおそらく飛鳥浄御原令の編纂開始が関係すると思われる。飛鳥浄御原令は天武十年（681）二月に編纂が開始され、持統三年（689）六月に施行された。ただし、里制は天武十～十二年までの間に部分的先行施行として始まったとみられており、また、京職は天武十一年以後の造営計画に伴って置かれたものと推測されているように⁶⁴⁾、飛鳥浄御原令は天武十一年頃には整備されつつあったことがうかがえる。飛鳥浄御原令編纂の進捗にともない、藤原宮の構造は具体的な計画へと移されたものと推測されるのであり、実行に移されたのが天武十一年三月だったものと思われる。大宝令施行を契機として、藤原宮の官衙が大幅に建て替えられていることが確認されているように⁶⁵⁾、行政機構の整備にともなって宮の構造は変更された。したがって、天武五年の時点で計画されていた宮の構造は藤原宮として完成した構造とは異なっていた可能性があり、造宮に着手できなかったのは法令の整備が整っておらず、宮域の構造が決まらなかったからだとも考えられる。宮域の設定が京城の設定と同時に行われなかった要因の一つにこのことがあるのではないかと推測される。

また、宮の中核部である「宮室」の地の決定が、宮の大垣周辺部に遅れるというのも通常ならば理解しがたい。本来ならば、中核部を中心とした宮全体の計画が立てられるのが自然だろう。おそらく計画としてはそのように進められていたと思う。天武天皇が現地にいっていきなり宮域の中心地を特定できるはずはないのであり、現実的には事前の計画にそった測量が必要である。「宮室之地」の決定は、事前におおよそ設定された中核部区域において、天武天皇によって儀式的に行われたものであろう⁶⁶⁾。通常ではあり得ない順序で行われた、天武天皇による宮室の地の決定という行為には、特別な意味があったものと考えている⁶⁷⁾。

宮室の地の決定後、しばらく造営に関する記事はみられなくなり、持統四年（690）になって藤原宮地の視察が行われ、その後造営に関する記事が続く。宮室の地の決定後まもない朱鳥元年（686）九月に天武天皇は崩御し、さらに皇太子の草壁皇子も持統三年四月に薨じたた

め、新城の造営は一時中断したものと推測される⁶⁸⁾。

新城の造営過程のなかで、京城を含めた造営の大規模な中断はおそらくこの時だけであろう。天武五年以降の条坊施工は京城にまで達するものであることは見てきたとおりであり、天武十一年の造都再開は宮域を中心とするものであることは述べた。天武五年以降、特に京城で中断を示すような事例は認められないことから、条坊の施工は続いていた可能性がある。

持統五年（691）十月二七日には新益京で鎮祭が行われ、その2か月後の十二月には宅地班給記事がみえる。持統六年（692）正月には天皇が新益京の路を視察しており、この段階で条坊の整備がかなり進んでいることを示している。新益京での鎮祭から2か月余りで天皇が視察していることと、その間に宅地班給の記事がみられることから、鎮祭が行われた時点ですでに条坊の施工が進んでいたものと推測される。先に述べたように、発掘調査からも天武朝の段階で広い範囲に条坊が施工されていたことは間違いない。したがって、持統五年十月に実施された新益京での鎮祭は、京城造営の新規着手を意味するのではなく、天武、草壁の死去で中断された造都の再開を示すものと考えられる。横大路の路面で地鎮とみられる遺構が検出されており⁶⁹⁾、持統五年の鎮祭との関連が想定される。四条遺跡、土橋遺跡、右京十一条二坊のように条坊施工が藤原宮期に遅れる例は、持統五年の新益京の鎮祭を受けて再開された造営の実態を示すものと推測される⁷⁰⁾。

持統六年五月には難波王らを派遣して藤原宮地で鎮祭を行い、伊勢、大倭、住吉、紀伊の大神に新宮について奉幣している。この時の地鎮と関連するものと想定される遺構が、大極殿院南門の西に取り付く回廊下で見つかっており⁷¹⁾、これ以降に宮中核部の造営に着手したことがわかる。持統六、七年までは藤原宮地への視察、行幸であったものが、持統八年（694）からは藤原宮への行幸となる。この頃までには宮としての形が整ってきたものと推測され、持統八年十二月に藤原宮に遷居した。

Ⅶ. まとめ ー新城と飛鳥浄御原宮ー

以上、発掘調査で確認された遺構の理解をもとに、藤原京の造営過程に関する記事、特に用語の意味について

検討を行った。その結果、新たに明らかにしたのは次の点である。第一に、新城の造営計画は天武朝初年頃まで遡る可能性があること。第二に、「都つくらむとす」は宮域を中心とした造都を意味すること。第三に、宮の造営は天武十一年（682）に外郭から着手されたこと。第四に、天武十三年（684）に決定した「宮室」の地は、宮の中枢部を意味すること。第五に、天武十一年に新城の宮域が設定され造営に着手した経緯は飛鳥浄御原令の編纂開始が関係しているらしいこと。これらにより、検出された遺構と文献にみられる藤原京の造都記事とを無理なく理解できるようになったと思う。最後に、新城の構想と飛鳥浄御原宮との関係についてみておきたい。

上述したように、新城の造営計画は、飛鳥に飛鳥浄御原宮が存在するなかで着手されたものであるが、条坊施工が進んでいる状態にもかかわらず「都つくらず」という表現が用いられていた。すなわち、飛鳥に宮が存在し、新城に条坊を施工した京域が存在していても、それは「都」ではなかったことを意味している。つまり、新城は飛鳥浄御原宮と一体的な、飛鳥の宮域と藤原の京域からなる「都」として想定されたものではなく、飛鳥の宮とは独立した存在の「都（＝宮処）」を備えた新たな都城として計画されたものと考えられる⁷²⁾。上述したように、この「都」が宮処を意味するものであることからすると、むしろ当然の表現だが、天武天皇は、飛鳥浄御原宮を含めた飛鳥とは別に、自身の独立した都城を建設しようとしたのである。そういった意味では、飛鳥浄御原宮は仮の宮殿だといえる。飛鳥浄御原宮が遅くまで新宮と仮称され、正式名称の決定が朱鳥元年（686）という天皇の崩御間際まで決定しなかったのはそのためだと考えられる⁷³⁾。

また、新城は造都の進捗状況にともなって京師、新益京と呼び方が変化しており、新益京は、宮室の地が決定したことを受けて改められたものと考えられる。新益京と呼ばれた理由について、明確な見解を持ち合わせていないが、述べてきたような「都」「宮室」の理解から、今のところ次のように考えている。新益京が字義のとおり「新たに益した京」であるとすれば、その前提となる「京」の存在が想定される。ただし、前提となる対象が必ずしも明確な京域をもつような京である必要はないと思う。それは、新益京が実態として、天皇の居所のある

宮域をもち、その周囲に京域が置かれたものであって、それは「都（＝宮処）」と表記できるものではなく、空間的広がりをもつ「京」と表記すべき実態があったからで、「新益京」の呼び名がその実態に基づいて表現したものならば、前提となる対象が明確な京域をもたなくても、呼び方として成り立つと思うからである。

「京」が天皇居所の存在する土地であることを勘案すると、前提となる対象は飛鳥浄御原宮を中心とする飛鳥を置いて他にはない。そして、新益京という呼び方が、宮室の造営を契機に改められたことを考慮すると、その前提となる対象も宮処、つまり飛鳥浄御原宮であった可能性が高い。おそらく、新益京という呼び方は、飛鳥浄御原宮とは別に、天皇の居所が定められた新たな「都」の出現を言い表したものであり、京域をともなうその実態に合わせた表現だったのではないだろうか。そして、地域名を冠するような固有名詞ではなかったのは、新益京のみられる持統五～六年（691～692）の段階ではまだ正式に遷宮が行われていなかったため、当時の正宮である飛鳥浄御原宮を前提とした呼び方になったのではないかと思う。

天武十一年（681）には新城の宮域を設定して造営にも着手しており、その契機として飛鳥浄御原令の編纂開始を先に想定したが、これと併行するように、飛鳥浄御原宮でも、天武十年頃以降、大極殿と考えられるエビノコ郭正殿⁷⁴⁾が新たに造営され、外郭の整備が進められている⁷⁵⁾。この段階の新城の造営と飛鳥浄御原宮の整備がほぼ同時に行われているのは単なる偶然ではなく、同じ経緯で理解できるものと考えられる。それは、飛鳥浄御原宮が後飛鳥岡本宮を踏襲した宮殿であり、天武十年に開始された浄御原令編纂による官僚制、行政機構の整備にともなって外郭を整備することは十分に想定されることだからである。新宮の造営に着手しながら飛鳥浄御原宮の整備を続けた理由はこのことにあるものと考えられる。飛鳥浄御原宮は仮の宮殿ではあったが、新城が完成するまでは正宮として日々の政務が執り行われたのであり、浄御原令で整備されつつある規定にあった宮殿構造に変更されたものと推測される。この時の整備は、大宝令の施行で特に藤原宮の官衙が造り替えられたように、飛鳥浄御原宮においても、主に官衙施設の整備が図られたものと推測される。

註・参考文献

- 1) 重見泰「後飛鳥岡本宮と飛鳥浄御原宮—宮殿構造の変遷と「大極殿」出現過程の再検討—」『ヒストリア』第244号 大阪歴史学会 2014年、重見泰「後飛鳥岡本宮の構造と飛鳥浄御原宮の成立」『ヒストリア』第249号 大阪歴史学会 2015年。
- 2) 前掲註1) 重見論文 2015。
- 3) 岸俊男「飛鳥から平城へ」『日本古代宮都の研究』岩波書店 1988年。
- 4) 寺崎保広・小澤毅「内裏地区の調査—第100次」『奈良国立文化財研究所年報2000—II』奈良国立文化財研究所 2000年。
- 5) 寺崎保広『藤原京の形成』日本史リブレット6 山川出版社 2002年、小澤毅「藤原京の造営と京域をめぐる諸問題」『日本古代宮都構造の研究』青木書店 2003年 pp.245～248。
- 6) 前掲註5) 寺崎前掲書、前掲註5) 小澤論文。
- 7) 仁藤敦史「倭京から藤原京へ—律令国家と都城制—」『古代王権と都城』吉川弘文館 1998年(初出は、1992年)、林部均「条坊制導入期の古代宮都」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年(初出は、1999)、木下正史『藤原京』中央公論新社 2003年。
- 8) 以下の検討では次の史料に依拠した。『群書類従 第四輯補任部』平文社 1979年、『続日本紀』新日本古典文学大系12～16 岩波書店 1989～1998年、『日本書紀』日本古典文学大系67・68 岩波書店 1965・1967年。
- 9) 岸俊男氏は、藤原京の京域を中ツ道、下ツ道、横大路、山田道に規定された範囲とし、東西八坊、南北十二条に復原した。現在では、この岸説藤原京外にも条坊が広がることが確認され、東西の京極が確認されたことを受けて小澤毅氏が提唱する十条十坊説が最も有力な説となっている。しかし、岸説藤原京の条坊呼称が広く用いられてきた経緯から、今でも踏襲する形で用いられている。岸俊男「京域の想定と藤原京条坊制」『藤原宮』奈良県教育委員会 1969年。
- 10) 「藤原京」は歴史的用語ではなく、喜田貞吉氏によって造られた学術用語である。歴史用語としては「新益京」が正しいが、本稿では便宜的に「藤原京」を使用する。喜田貞吉『帝都』1939年。
- 11) 前掲註7) 仁藤論文、橋本義則「「藤原京」造営試考—「藤原京」造営史料とその京号に関する再検討—」『研究論集』XI 奈良国立文化財研究所学報第60冊 奈良国立文化財研究所 2000年。
- 12) 前掲註11) 橋本論文 p.47。
- 13) 館野和己「古代都城の成立過程—京の国からの分立—」『古代都城のかたち』同成社 2009年 p.16。
- 14) 前掲註11) 橋本論文 p.47。
- 15) 岸俊男「都城と律令国家」『日本古代宮都の研究』岩波書店 1988年 pp.280～281、前掲註11) 橋本論文 p.41。
- 16) 岸俊男「日本都城制総論」『日本の古代』第9巻 都城の生態 中央公論社 1987年 p.61。
- 17) 仁藤敦史氏は、新城、新益京、藤原京の語について、それぞれが実態の変化を反映したものとす。天武朝の新城は飛鳥浄御原宮と一体性をもって機能したもので宮域が想定されず、不整形な条坊が施工された段階、新益京は浄御原令の施行に対応した都城で、大藤原京域に不整形な条坊が施工された段階、藤原京は大宝令の施行に対応するもので、京域が再編・凝集化されて岸俊男説の藤原京域に縮小された段階とする。後述するように、大藤原京域にあたる京の周辺部では条坊の施工が遅れる例が確認されており、大藤原京から岸説藤原京への縮小は認められない。また、後述するように、新城の段階から宮域は想定されていると考えられるので、仁藤氏の見解には従いがたい。前掲註7) 仁藤論文。
- 18) 西弘海「土器の時期区分と型式変化」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』II 奈良国立文化財研究所 1978年。
- 19) 前掲註1) 重見論文 2014。
- 20) 林部均「たかが土器、されど土器—考古学と土器—」『聖徳太子の時代 変革と国際化のなかで』(特別展図録第42冊) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 1993年、林部均「伝承飛鳥板蓋宮の年代と宮号」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年。
- 21) 奈良国立文化財研究所「飛鳥池遺跡の調査(飛鳥寺1991—1次調査)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』22 1992年、深澤芳樹「山田寺下層の土器について」『大和山田寺跡』奈良文化財研究所 2002年。
- 22) 前掲註21) 深澤論文。
- 23) 狭山池調査事務所『狭山池』論考編 1999年。
- 24) 奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡』IV 2011年。

- 25) 西弘海「平城宮Ⅰ～Ⅶの大別」『平城宮発掘調査報告』Ⅶ 奈良国立文化財研究所 1976年。
- 26) 小田裕樹「土器群の位置づけ」『奈良山発掘調査報告』Ⅱ 一歌姫西須恵器窯の調査一 奈良文化財研究所 2014年。
- 27) 前掲註18) 西論文。
- 28) 西弘海「土器様式の成立とその背景」『土器様式の成立とその背景』真陽社 1986年 p.17(1971年脱稿。初出は、1982年)。
- 29) 前掲註18) 西論文 p.97。
- 30) 市大樹「藤原宮の構造・展開と木簡」『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房 2010年 pp.198～200。
- 31) 林部均「古代宮都の廃絶」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年 pp.321～324。
- 32) 尾野善裕・森川実・大澤正吾「飛鳥地域出土の尾張産須恵器」『奈良文化財研究所紀要2016』奈良文化財研究所 2016年。
- 33) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8 1978年、奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡一 図録・解説』1978年、奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡二 解説』1981年。
- 34) 井上和人「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 2004年(初出は、1984年)、前掲註7) 林部論文。
- 35) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』24 1994年、奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』26 1996年。
- 36) 前掲註5) 寺崎前掲書、前掲註5) 小澤論文。
- 37) 深澤芳樹「藤原京の成立」遺構解釈の一例」『史林』第95巻第1号 史学研究会 2012年。
- 38) 前掲註35) 奈文研概報。
- 39) 花谷浩「本薬師寺の発掘調査」『佛教藝術』235号 佛教藝術學會 1997年。
- 40) 福山敏男氏は、『七大寺年表』や『僧綱補任抄出』に天武十一年壬午条「同年、薬師寺を造る。皇后のためなり」とあることについて、わざわざ「皇后のためなり」とことわっていることから、薬師寺の創立を記したものとみて、十一年は『扶桑略記』天武九年条「十一月、皇后の病によって薬師寺を造る」とある十一月が誤って入れられたものと想定する。しかし、整地から建設着工までに必要な期間を考慮すれば、『僧綱補任抄出』の記述をあえて疑わなくてもよいのかもしれない。福山敏男「薬師寺の歴史と建築」『寺院建築の研究』上 中央公論美術出版 1982年 p.151。
- 41) 前掲註37) 深澤論文 p.68。
- 42) 大橋一章「飛鳥寺の創立に関する問題」『佛教藝術』107号 佛教藝術學會 1976年 p.14。
- 43) 西本昌弘氏は、『日本書紀』天武五年是年条は天武十一年の記事の誤りだと推測し、新城の設定計画は天武十一年のことだと主張する。その論拠の一つとして本薬師寺の創建時期を取り上げるが、本薬師寺の発掘調査の成果と瓦の分析から、本薬師寺金堂と藤原宮の造営が密接に関連しつつほぼ同時進行していたとする花谷浩氏の見解を受けて、本薬師寺の造営着手が天武末年まで遅れたと推測する。このことから、本薬師寺の創建が天武九年であることをもって、これ以前に先行条坊が施工された根拠にはならないとする。この理解にたつと、条坊施工後に宅地利用しようとしていることへの説明が難しい。また、瓦の調達に藤原宮造営の最初期とほぼ同時だとしても、整地を含めた基礎工事はそれに先行して行われているのであり、瓦の調達状況を根拠に金堂の造営着工を天武末年以降とみなすことはできない。西本昌弘「天武十一年新城設定説再論」『日本古代の王宮と儀礼』塙書房 2008年。前掲註39) 花谷論文。
- 44) 前掲註35) 奈文研 1996。
- 45) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』Ⅱ 一藤原宮西方官衙地域の調査一 1978年。
- 46) 前掲註30) 市論文 p.195。
- 47) 木下正史氏は、この地域における土地利用の開始を斉明朝から天智称制の時期とし、斉明朝の都造りの本格化により、飛鳥周辺に集住化し始めた人々の居住区として条坊区画が形成されたものとみる。ただし、建物群の遺構変遷や出土土器の年代を考慮すると、現状では条坊施工自体が天智称制以前まで遡るとは考えにくい。木下正史「藤原宮域の開発一宮前身遺構の性格について一」『文化財論叢』同朋舎出版 1983年。木下正史『藤原京』中央公論社 2003年。
- 48) 奈良県立橿原考古学研究所『四条遺跡』Ⅱ 2010年、林部均「藤原京の条坊施工年代再論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第160集 国立歴史民俗博物館 2010年。

- 49) 奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報2005年』第2分冊 2006年。
- 50) 奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報2003年』第2分冊 2004年。
- 51) 廣岡孝信編『藤原京右京十一條二坊一縣道橿原神宮東口停車場飛鳥線建設事業に伴う発掘調査報告書Ⅲ一』奈良県文化財調査報告書第166集 奈良県立橿原考古学研究所 2015年。
- 52) 竹田政敬「藤原京の京域」『古代文化』第52巻第2号 古代学協会 2000年。
- 53) 前掲註37) 深澤論文 pp.51～52。
- 54) 奈良文化財研究所「朝堂院回廊・大極殿院回廊の調査一第160次」『奈良文化財研究所紀要2010』2010年。
- 55) 岸俊男「紀記・万葉集のミヤコ」『日本古代宮都の研究』岩波書店 1988年。
- 56) 森田悌「天武天皇朝の官制」『天武・持統天皇と律令国家』同成社 2010年 p.126。
- 57) 前掲註1) 重見論文 2015 pp.14～16。
- 58) 前掲註11) 橋本論文 p.48。
- 59) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」『古代宮都の研究』吉川弘文館 1993年 p.139(初出は、1980年)、鬼頭清明「日本における朝堂院の成立」『古代木簡と都城の研究』塙書房 2000年(初出は、1984年)。
- 60) 和銅三年三月に遷都した平城宮では『続日本紀』和銅四年九月「今、宮の垣成らず」とあり、天平十二年十二月に遷都した恭仁宮では『続日本紀』天平十三年正月癸未朔〔1日〕「宮の垣就らず」、天平十四年八月丁丑〔5日〕条「大宮の垣を築けるを以てなり」とある。離宮として造営が進められていた紫香樂宮では、「新宮」と呼ばれて都となった天平十七年正月に「垣閭牆未成」とあって、いずれの場合も大垣は遷都後しばらく未完成である。
- 61) 花谷浩「出土古瓦よりみた本薬師寺堂塔の造営と平城移建について」『展望考古学』考古学研究会40周年記念論集 考古学研究会 1995年 p.195、前掲註37) 深澤論文 2000年 p.59、石田由紀子「藤原宮における瓦生産とその年代」『文化財論叢』Ⅳ 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 2012年。
- 62) 前掲註33) 奈文研 1981 p.22。
- 63) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』6 1975年。
- 64) 前掲註13) 館野論文 pp.17～18。
- 65) 前掲註5) 寺崎前掲書 p.30、前掲註7) 木下前掲書 pp.151～152、前掲註30) 市前掲書 pp.216～217。
- 66) 小澤氏も天武十三年の宮室の地の決定が、天武天皇の臨席を仰いだ一種のセレモニーとする。小澤毅「古代都市「藤原京」の成立」『日本古代宮都構造の研究』青木書店 2003年 p.212(初出は、1997年)。
- 67) 重見泰「飛鳥浄御原宮と天武天皇の「新城」構想」『平成26年度秋季特別展・特別陳列 飛鳥宮と難波宮・大津宮』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 2014年。
- 68) 前掲註16) 岸論文 1987 p.61。
- 69) 今尾文昭「新益京の鎮祭と横大路の地鎮め遺構」『律令期陵墓の成立と都城』青木書店 2008年。
- 70) 林部均氏は、藤原宮から離れた地点の条坊施工が藤原宮期にずれ込むことについて、単なる工期とみるには天武五年の造営着手から20～30年も遅れるのは年代差がありすぎるとして、大宝律令の制定・公布に対応させるために改作、再整備が行われた結果だと主張する。確かに大宝令の施行にともなって宮内官衙が整備されているが、それは行政機構の整備に対応したものであって、官衙が整備されるのは理解できる。ただ、林部氏が想定する大宝令の施行によって生じる京域への問題点というのはどういったものか不分明であり、発掘調査の成果からもそれをうかがうことは難しい。造都の再開は持統五年(691)であり、それ以降に土地造成が進められたが、場所によってはそれが藤原宮期にずれ込むことは十分に想定できる期間である。また、この点に関して、吉川真司氏は、『令集解』職員令諸陵司条をあげて、藤原京の京域は大宝令施行後も変化しなかったと考えるのが妥当とする。前掲註48) 林部論文。吉川真司「7世紀宮都史研究の課題一林部均著『古代宮都形成過程の研究』をめぐって一」『日本史研究』507 日本史研究会 2004年。
- 71) 奈良文化財研究所「大極殿院南門の調査一第148次一」『奈良文化財研究所紀要2008』2008年。
- 72) 仁藤氏は新城を飛鳥に広がる倭京と補完性、一体性のある条坊地割とみて、宮の想定がない段階とするが、上述したように、天武五年の「都つくらむとす」が宮の造営計画を意味する可能性が高く、天武十一年の新城と呼ばれる段階で宮域の設定と造営が行われているものと考えられることや、少なくとも、天武十三年には宮室の地が

決定されているので、新城に宮の想定がなかったと考えることはできない。また、林部氏は、新益京を飛鳥一帯に広がる京（飛鳥京）に対して「新たに益した京」とみて、飛鳥京と一体で利用する必要があったと主張する。宮中樞部の竣工が遷都後に遅れるのは事実だが、新益京と呼ばれる段階では宮と京が設定されているのであり、少なくとも天武五年の段階から、計画としては独立した宮都だったものと考えられる。前掲註7）仁藤論文、前掲註48）林部論文。

- 73) 飛鳥浄御原宮の宮号命名が遅延した理由について、今泉隆雄氏は地名に基づく別の通称的な宮号が行われていたと推定したのに対し、小澤毅氏は、飛鳥浄御原宮が後飛鳥岡本宮を継承したもので、通常の場合とは異なった事情が大きかったと指摘する。ただ、斉明朝と基本的に同じ宮であったとしても、継承後は天武天皇の宮に違いはなく、正殿が複数追加されるなど構造や機能的にも斉明朝の宮とは異なっているし、最終的には、宮号が命名されているので、それだけが遅延の理由とは思えない。館野和己氏が指摘するように、天武天皇に新たな宮号命名の意思がなかったとみるべきだろう。館野氏は、天武が宮だけではなく後飛鳥岡本宮という宮号も引き継いだとみており、それは歴代遷宮の慣行をやめさせるためだったと主張する。宮の継承については私も館野氏の見解を支持するが、これまで述べてきたように、天武天皇が即位直後頃から自身の都の造営に着手していたことを勘案すると、天武はその完成をもって正式な宮号命名を行おうとしたものと私は推測する。今泉隆雄「『飛鳥浄御原宮』の宮号命名の意義」『古代宮都の研究』吉川弘文館 1993年（初出は、1985年）、小澤毅「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」『日本古代宮都構造の研究』青木書房 2003年 pp.48～49（初出は、1988年）、館野和己「天武天皇の都城構想」『律令国家史論集』塙書房 2010年。
- 74) 内郭の東南に位置するエビノコ郭正殿の性格については、大極殿とみる見解が多いが、鶴見泰寿氏は朝堂の可能性を指摘する。鶴見氏は、エビノコ郭の正門が西に開くもので南に門がないことを重視し、大殿・門・朝庭が一直線に並ぶ古代の宮の形態とは異なるとして、一般的な儀式的形態をとることが困難だと指摘する。その上で、通常、朝庭の脇に設けられる朝堂との類似性を指摘する。宮の一般的な構造としては鶴見氏の言うとおりであるが、他

の宮と比べた場合、飛鳥宮の西側には飛鳥川が流れており、宮の西側と南側は地形的に大きく制限されていることを考慮しなければならないと思う。エビノコ郭を内郭の南に配置するとその南側には飛鳥川に制約されて十分な庭を確保することはできない。また、エビノコ郭正殿の規模が飛鳥浄御原宮の中で最大であることも朝堂とは考えにくい。鶴見氏は、太政大臣・左右大臣の座を設けた藤原宮朝堂院東第一堂の規模がエビノコ郭正殿とほぼ同規模だと主張する。これについては、飛鳥浄御原宮と藤原宮ではそもそも宮域の規模自体が違いすぎ、単純な規模の比較はできない。藤原宮朝堂院東第一堂の面積は大極殿の1/2ほどしかないのに対して、エビノコ郭正殿は、天皇が出御する正殿とみられる内郭前殿の2倍以上の規模である。殿舎の機能を考える場合には、まず宮のなかでの位置づけが優先されるべきだと思う。鶴見泰寿『古代国家形成の舞台・飛鳥宮』新泉社 2015年。

- 75) 前掲註1) 重見論文 2015。

なお、本稿は、JSPS 科研費 JP26770275（研究代表；重見 泰）（若手研究 B）「日韓における古代都城の形成に関する考古学的研究」の成果の一部である。